

## 令和3年度 第6回宮城地方最低賃金審議会 事務局報告

### 議題(1)「特定最低賃金の審議状況について」

資料1「令和2年度最低賃金審議状況一覧表」の「1最低賃金審議会 本審」の第2回、3.7.20(公開)のところを参照されたい。(本審議会を以下「本審」と言う。)

第2回本審にて にありますように宮城県特定最低賃金改正の必要性の有無について、諮問。

続いて、8月23日開催の第4回本審にて、 のとおり宮城県特定最低賃金改正決定の必要性に係る答申」き、すぐに のとおり「宮城県特定最低賃金改正決定に係る諮問」。

具体的な金額審議は、3つの特定最低賃金ごとの専門部会で審議をしていただくことになるので、事務局は専門部会委員の推薦公示、9月10日付けで専門部会委員を任命した。

次に、「3の特定最低賃金専門部会」のところを参照されたい。

「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」及び「自動車小売業」の特定最低賃金について審議。「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」は、この場では「電子部品等製造業」と呼ぶ。

専門部会では、9月28日の電子部品等製造業を皮切りに、10月12日までの間で審議。

特定最賃の審議は、「鉄鋼業」、「電子部品等製造業」、「自動車小売業」それぞれ3回専門部会を開催、すべて「全会一致」で決議。

審議会令第6条第5項に「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の議決とすることができる」と規定されており、この点について8月23日の第4回本審にて「専門部会で公労使の全会一致で決議された場合には、この規定を適用する」ということを承認しており、3業種とも本審を開催せず「答申」の手続きとなった。

答申は、「鉄鋼業」が10月8日、「電子部品等製造業」が10月12日、「自動車小売業」が10月11日となった。

引上げ額は、表の左端に記されていますとおり「鉄鋼業」は28円、「電子部品等製造業」は26円、「自動車小売業」は27円。

答申を受け、即日「異議申出についての公示」を行ったが、異議の申出はなく、労働局長は答申を尊重し改正額を決定、官報公示を行った。

3業種とも12月15日の統一発効となった。

次に、資料2「宮城県の最低賃金の推移一覧表」を参照されたい。

平成22年から令和3年までの12年分の地域最低賃金と特定最賃の推移を取りまとめたもの。

平成23年は東日本大震災が発生、大きな被害を受けた影響か、引上げ額はすべて「1円」となった。その後、平成26年以降は特定最賃の引き上げ額はすべて2けた台の引き上げ額となっていたが、令和2年は新型コロナウイルス感染症による経済・雇用情勢への影響から目安額が示されず1円から2円の引上げ額となった。

令和3年は、地域別最低賃金について28円の目安額が示され同額で答申、宮城の特定最低賃金についても目安額近辺の26円から28円の引上げ額となった。

最後に、資料3「宮城県の最低賃金に係る影響率、未満率の推移」を参照されたい。

「未満率」とは、表の下の欄外に記載、「最低賃金を改正する前に、最低賃金を下回っている労働者の割合」をいい、5月から7月にかけて実施した最低賃金の実態調査結果をもとに算出している。

例えば、表の一番下の「自動車小売業」を例にすると、令和3年度のところでは、未満率が2.61%となっているが、これは調査をした時期の自動車小売業の特定最賃額である891円を下回る労働者が2.61%存在した、ということを表している。

また「影響率」とは、「最低賃金を改正した後に、改定後の最低賃金を下回ることとなる労働者の割合」をいう。

「自動車小売業」を例にすると、令和3年度は12月15日から「自動車小売業」の最低賃金の時間給は918円に改正されたが、5

月から7月にかけて実施した実態調査の時点で、918円を下回る賃金となる労働者が5.02%存在した、ということを表している。

一覧表をみると、未満率と影響率は、鉄鋼業と自動車小売業で小さい数値だが、電子部品等製造業では大きな数値となっている。これは電子部品等製造業が最賃額改定の影響を受けやすい、最賃額の影響が大きい業種であるということになる。

以上が、「特定最低賃金の審議状況について」の報告。

## 議題(2)「令和3年度最低賃金の周知に係る取組状況について」

資料4を参照されたい。

これは、労働局長から最低賃金改正決定の諮問があった令和3年6月29日からこれまでの広報活動の内容。具体的な周知資料は参考資料に添付している。

最初に項目1はプレスリリース。

(1)は6月29日公表の「令和3年1月から3月までの期間に実施した監督指導の結果」、これは最賃が守られているかどうかを主眼とした監督を毎年実施しており、令和2年度の結果を発表したもの。

(2)は宮城県最低賃金について、

6月29日の審議会にて改正諮問する旨

8月5日の審議会で答申された旨

官報公示され10月1日の改正が決定した旨

10月1日改正、周知広報取組状況の旨

を発表したもの。

、 についてはテレビ局の取材があり放映された。

については地元紙など新聞に掲載された。

(3)は、特定最低賃金。3業種すべての専門部会が結審し答申後、統一発効日である12月15日の2日前、12月13日に、特定最低賃金の額、発効日を発表したもの。これについても新聞に掲載された。

項目2は、各自治体の広報誌への掲載依頼。

各自治体広報誌 10月号に県最賃改定のお知らせを掲載していた  
だこうと、9月1日の官報公示後、9月上旬メールにて県も含めて  
36の自治体に広報依頼を行った。また、特定最賃の改定時期には改  
めて依頼した。

結果として、3月までの間に、36自治体のうち33自治体広報誌  
に掲載。残念ながら3自治体については未掲載となった。

当該3自治体のうち2自治体につきましては、昨年まで掲載をい  
ただいていたが、今年は自治体の記事を優先した結果、掲載スペース  
が確保できなかったとのこと。来年度は必ず掲載していただくよう依  
頼をする予定。

残る1自治体については、一昨年、昨年と未掲載。掲載基準に合致  
しないとのことで今年も未掲載となった。

項目3は、県内の各商工会議所、商工会に行った周知広報の要請。  
メールで依頼するとともに、周知用チラシを送付し併せ依頼を行った。

項目4については、周知用ポスター、リーフレットによる周知。  
地域別最低賃金については、自治体など977団体に送付し周知依  
頼。

977団体のうち括弧書きにした部分、

最低賃金の減額特例許可を受けている事業場に130件

過去に各監督署が最低賃金違反で指導した事業場に150件  
最賃額改定についての資料を送付。

特定最低賃金については、適用を受ける産業に関わっていると考え  
られる822の団体や事業場に送付。

鉄鋼業の事業場、電子部品等製造業の事業場、地元企業の自動車小  
売業事業場にもリーフレット等を送付。

項目5は、ローカルFM放送に対する広報依頼。

9月下旬、ローカルFM放送10社に依頼し、そのうち7社の協  
力を得て、最低賃金お知らせが放送された。

項目6は、その他の取組み。のぼり旗、最賃シール、メールマガジ  
ン、ホームページ、リーフレットの改良、SNSによる情報発信など。

(1) 参考資料7を参照されたい。

今年も、宮城労働局及び各労働基準監督署、ハローワークで使用する最低賃金額を表示した封筒用「最低賃金シール」を作成、幅広く最低賃金額の周知徹底を図るための策とした。

また、今年も、最低賃金周知用リーフレットに起用された俳優の「のんさん」の画像をプリントした最低賃金周知用のぼり旗を作成。労働局、各労働基準監督とハローワークの玄関等に設置した。

(2) 次に当局のメールマガジン、ホームページによる広報。

ホームページによる広報では、トップ画面に最低賃金額を表示したバナーを設け、最低賃金に関する資料や情報、賃金引上げのための助成金等の各種支援策を情報提供している。

(3) 次に参考資料8を参照されたい。特定最低賃金が適用になる業種、適用労働者の範囲をより分かりやすくするため、今年度「宮城県の最低賃金のリーフレット」の裏面に「業種コードとその名称、適用労働者にかかる留意点」を追加掲載した。

(4) さらに、キャリア支援センター等でSNSにより学生に対し情報発信をしている県内の大学に対し、SNSを使用した最低賃金改正の周知を今年も依頼した。今年は1大学増やし10大学に依頼している。

項目7は、厚生労働本省で行ったJR主要駅へのポスター掲示の取組。

県内の主要11駅に10月1日の発効日に合わせ1週間最賃ポスターを掲示している。

以上が、「令和3年度最低賃金の周知に係る取組状況について」の報告。

議題(3)「令和3年度最低賃金の履行確保に係る取組状況について」

資料番号5「最低賃金の履行確保に係る監督実施結果の推移」を参照されたい。

例年10月に最低賃金が改正されるので、周知期間を加味し、最低賃金の履行確保監督は例年1月から3月に各監督署で実施している。

今年度は、

監督指導の対象事業場選定では、例えば求人ポスターが最賃を下回る額を掲載しているなどという情報があった事業場や、最低賃金実態調査結果を基にした地域、業種、規模等を考慮して選定するよう、各監督署に対して事前に指示している。

併せて、指導の会場に働き方改革推進支援センターのリーフレット、業務改善助成金のリーフレットを配置し、事業主に情報提供と利用の勧奨を行った。

この推移表は、監督指導に関する平成 20 年から令和 4 年までの 15 年間について、監督結果の取りまとめ。

左側の欄の法違反の状況のうち、違反率を見ていただくと、平成 26 年度から令和元年度までは最低賃金の引き上げ額が大きかったためか、違反率は 12%以上となっていた。

昨年度は引上額が 1 円と少なく違反率も 6.1%と低くなっている。宮城県の最低賃金の引上げ額は、資料 2「宮城県の最低賃金の推移一覧表にあるので、参考にされたい。

本年度の実施結果は、表の一番下の令和 4 年のところを参照されたい。本年度の監督指導は現在も継続中であるが、2 月末現在、209 件の監督が終了しており、その中での違反は 34 事業場、違反率は 16.3%となっている。

本年度の最低賃金の引上額は 28 円と過去最大であり、違反率も高い値となっている。

また、一番右の欄の最低賃金額未満の労働者の状況は、未満労働者数の比率も 5.0%と高い値となっている。

違反事業場は労働者数 10 人未満の小規模事業場が多く、最低賃金未満だった労働者は 65 歳以上の高齢労働者やパート・アルバイト労働者が多かった。

分析はこれからとなるが、真ん中の「法違反の認識状況」を見ると、

「適用される最賃額を知っている」が 58.8%で

昨年度よりも 29.3 ポイントの減少、

「金額は知らないが最賃が適用されることは知っていた」が

32.4%で、昨年度より 20.5 ポイントの増加、

「最賃が適用されることを知らなかった」が 8.8%で

昨年 0%から 8.8 ポイントの増加となっている。

事業主の言い訳として「知らなかったことにした」可能性もあるが、最低賃金の制度、最低賃金額の周知については、より一層徹底してこととする。

3月までの結果に関しては、とりまとめのうえ、来年度に記者発表する予定となっているので、次回の審議会の中でも改めて報告する予定としている。

以上が、「令和3年度最低賃金の履行確保に係る取組状況について」の報告。

#### 議題(4)「令和4年度宮城県特定最低賃金の改正申出に係る意向表明状況について」

令和4年度の特定最低賃金の改正申出に係る意向表明状況については、資料番号7を参照されたい。

さる3月9日、今年も3つの産業における労働組合から、「令和4年度も特定最低賃金の改正を申し出する」旨の意向が表明された。

宮城県鉄鋼業最低賃金については、基幹労連宮城県本部委員長「青田浩一」様から、

宮城県電子部品等製造業最低賃金については、電機連合 宮城地方協議会 議長「佐藤斉」様とJAM南東北宮城県連絡会 会長「佐藤俊晴」様との連名で、

宮城県自動車小売業最低賃金については、自動車総連 宮城地方協議会議長「杉山剛」様からからの意向表明。

今後、例年の流れによると、7月中旬までにそれぞれの適用労働者の3分の1を超える労働者の合意があることの、特定最低賃金改正の申出書が提出され、その後、改正の必要性について本審で御審議いただくことになる。

事務局では、その申し出を受け、当該産業に係る「最低賃金に関する実態調査」結果の資料を準備する。

令和3年度の宮城県特定最低賃金の適用事業場数及び適用労働者数は、資料6を参照されたい。

この数字は、平成28年経済センサス(母集団DB(H30))の

活動調査の集計結果を基にし、県内の特定最低賃金の対象業種に該当する産業分類の事業場を抽出、その後、最低賃金実態調査などで把握した廃止事業場の数を差引くなどしている。

なお、特定最低賃金には適用除外労働者があるが、その数は、実態調査で把握した適用除外労働者の比率を、全体労働者数に乗じて割出している。表の中の適用労働者数とは、そのように算出した適用除外労働者を差引いた数となっている。

鉄鋼業の適用事業場数、適用労働者数が大きく減少しているが、母集団データベースが更新され、これを元に集計したため減少している。昨年度まで鉄鋼業の特定最低賃金の適用とならない中堅事業場も一部含まれていましたが、これらは今回鉄鋼業から除かれている。

以上が、「令和4年度宮城県特定最低賃金の改正等に係る意向表明状況について」の報告。

#### 議題（5）「最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業に係る取組状況について」

資料番号8を参照されたい。

初めに、「1 専門家派遣・相談等支援事業について」。

平成30年度から、各監督署内には「相談・支援班」を設けて、集団または個別に支援制度の周知をしているが、この資料にあるのは、外部委託で設置した「働き方改革推進支援センター」の活動状況。以前には「最低賃金総合相談支援センター」という組織があったが、それを引継いだ形で、中小企業・小規模事業所からの色々な相談等に対応しているところ。

活動状況は資料のとおりとなっている。

次に、「2 助成金について」。

資料8の別紙に、業務改善助成金、キャリアアップ助成金、人材確保等支援助成金の資料を添付しているので、参照されたい。

主たる支援策である「業務改善助成金」については、昨年8月以降に累次の拡充・要件緩和を行ったこともあり、全国的に申請件数



が大幅に増加した。宮城においても 2 月末現在、昨年度 19 件だった申請件数が 55 件と大幅に増加している。また、本年度はさらなる助成の拡充等を行う「業務改善助成金特例コース」を新設し、1 月 13 日から受付を開始している。

これら業務改善助成金の概要は、次ページに添付しているので参照されたい。労使委員の皆様には、これら支援策の周知にもご協力をお願いしたい。

中小企業・小規模事業者が最低賃金の引上げの対応に資するこれらの支援は重要な施策であるので、今後とも手法を工夫して、周知していきたいと考えている。

以上が、「最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業に係る取組状況について」の報告。